

東かがわ市告示第 2 号

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 9 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱（平成19年東かがわ市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費	補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費
略	児童福祉法第	略		略	児童福祉法第	略	
ICT化推進事業	7条の児童福祉施設を設置する社会福祉法人	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育所等におけるICT化推進等事業）に基づき選定された額に4分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内の額（ただし、国が補助する対象とならない場合は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に4分の1を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額とする。）	略	ICT化推進事業	7条の児童福祉施設を設置する社会福祉法人	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育所等におけるICT化推進等事業）の交付金額に2を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額（ただし、県が補助する対象とならない場合は、交付金額に2分の3を乗じて得た金額を上限とし、国が補助する対象とならない場合は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に4分の1を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額とする。）	略
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。